

東松広発第 0727001 号

令和 3 年 7 月 2 8 日

埼玉県社会保障推進協議会

会長 柴田 泰彦 様

東松山市長 森田 光



要望書について (回答)

2021年5月26日付けで要望のありました件につきまして、別紙のとおり回答いたします。

市町村名【 東松山市 】 ※ご記入をお願いします。

## 2021 年度自治体要請キャラバン

# 社会保障の拡充を求める要望書 回答書

### 1、だれもが安心して医療を受けられるために

#### 1. 国民健康保険制度について

##### (1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむなく会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することからも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入れを増やしていくことが引き続き必要です。

##### ① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

#### 【回答】

当市の応能割、応益割の割合は概ね65:35であり、これ以上応能割の割合を増やすことは、慎重に対応する必要があると考えています。

##### ② 子どもの均等割負担を廃止してください。

#### 【回答】

現時点で子どもの均等割額を廃止する予定はありませんが、2022年度から未就学児に係る均等割の5割軽減を導入する予定です。

##### ③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

#### 【回答】

「埼玉県国民健康保険運営方針(第2期)」にて、いわゆる法定外繰入金は解消・削減すべきものとされていることから、増額する予定はありません。

##### (2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が18万2781世帯ありましたが、減免はその内1万830世帯で、これは滞納世帯の5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内62市町で1万6247世帯の申請があり、その内1万4594世帯、総額24億6817万8496円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021年度も国保税コロナ減免を実施してください。

##### ① 保険税免除基準を生保基準の1.5倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してください。

**【回答】**

国民健康保険税の減免については、東松山市国民健康保険税条例第 24 条の規定に基づき、適正な運用を図っています。

- ② 2021 年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

**【回答】**

新型コロナウイルス感染の影響により収入が減少した被保険者等に係る国保税減免は、2021 年度も国の基準に倣い実施します。案内通知を納税通知書に同封し、周知を図ってまいります。

**(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。**

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

- ① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

**【回答】**

国民健康保険の一部負担金の減免については、東松山市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の事務取扱要綱を制定し、適正に対応しています。

- ② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

**【回答】**

制度の運用上、必要な事項を記載していただく必要があることから、現行の様式を変更する予定はありません。

- ③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

**【回答】**

国民健康保険の一部負担金の減免の申請には、上記の申請書のほか、所得・資産状況を確認するための書類等が必要であることから、市の窓口以外での手続きは困難であると認識しています。

**(4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者となることができます。生活に困った場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを行なってください。

- ① 住民に寄り添った対応を行ってください。

**【回答】**

新型コロナウイルス感染症の影響等により、納税が困難な状況であると判断される場合には、徴収や換価を猶予する制度を案内しています。

また、財産調査や納税相談等を通じて、滞納処分できる財産がない場合や、滞納処分することにより、生活を著しく窮迫させるおそれがあると判断される場合等については、その執行を停止しています。その他、滞納者の実情を踏まえ、必要に応じ生活保護等の相談窓口を案内するなど、他部署との連携も図っています。

- ② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

**【回答】**

給与等の差押えに当たっては、法令上、最低生活費を踏まえ定められている「差押禁止額」を遵守しています。

- ③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

**【回答】**

差し押さえる財産については、原則、生活の維持や事業の継続における影響が少ないものから選択するよう配慮しています。

- ④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

**【回答】**

納税相談等を通じて把握した当事者の納税資力や生活状況を勘案し、滞納処分や徴収緩和措置の適用について判断しています。

**(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。**

2021 年のアンケート結果では資格証明書が 22 市町で 676 世帯、短期保険証は 6 市町で 1 万 4603 世帯、2 万 4866 人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は 2,780 世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

- ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

**【回答】**

被保険者の税負担の公平性を保つため、国民健康保険法及び当市で定める取扱基準に則り、対応しています。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

**【回答】**

被保険者証の年次更新時において、短期被保険者証のいわゆる窓口留置は行っていません。

③ 資格証明書は発行しないでください。

**【回答】**

上記と同様に、被保険者の税負担の公平性を保つため、国民健康保険法及び当市で定める取扱基準に則り、対応しています。

**(6) 傷病手当金を支給してください。**

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021年アンケート結果によれば2020年度は44市町で277人が申請し272人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

① 傷病手当金の支給を2021年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

**【回答】**

2021年度も、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給を実施しています。適用期間は国の財政支援に合わせて9月30日までとしており、恒常的な傷病手当金の支給制度の施行については、慎重に対応すべきものと認識しています。

② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

**【回答】**

機会を捉えて要望してまいります。

**(7) 国保運営協議会について**

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

**【回答】**

国民健康保険運営協議会委員の選任に際し、市内在住、在勤の方を対象に公募を行います。

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

**【回答】**

国民健康保険運営協議会や市議会等にいただいたご意見を参考に、適正な制度運営を行ってまいります。

## (8) 保健予防事業について

2020年度はコロナ禍にあって特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えてください。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

### 【回答】

受益者負担の考え方を踏まえ、現時点で特定健診の自己負担を無料にする予定はありません。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

### 【回答】

既に実施済みです。

③ 2021年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

### 【回答】

集団健診においては、感染症予防対策として15分毎に時間指定を行い、密を避け安心して受診いただける環境を整えています。また、未受診者に対して、AIを活用した受診勧奨通知を送付する予定です。

④ 個人情報の管理に留意してください。

### 【回答】

東松山市個人情報保護条例等の関係諸法令を遵守してまいります。

## 2. 後期高齢者医療について

第204回国会で75歳以上の方の医療費負担が、所得により1割から2割負担に2倍化される法案が提出され2023年10月以降に実施する計画が進行しています。75歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

### 【回答】

必要な受診が抑制されることのないよう、機会を捉えて要望してまいります。

(2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

### 【回答】

後期高齢者医療制度における保健事業の実施主体は、埼玉県後期高齢者医療広域連合です。市では、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に取り組んでいます。

(3) 健康長寿事業を拡充してください。

**【回答】**

当市では、人間ドック等に係る費用助成や、健康診査等を実施しています。

(4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

**【回答】**

がん検診、歯科検診は原則無料で行っており、健診も令和3年度から無料化しています。

### 3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必要です。

(1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

**【回答】**

地域医療を支えていく上で、公立病院の役割は重要であると認識しています。今後も地域に必要な医療提供体制を確保するため、近隣医療機関との機能分化等について引き続き協議してまいります。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

**【回答】**

国や県が実施する施策の動向を注視してまいります。

### 4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

コロナ禍にあってなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変異株の拡大が脅威となっています。

(1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

**【回答】**

人員体制の強化につきましては、今後の感染状況やワクチン接種の状況などを考慮し、担当部署と協議してまいります。

(2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

**【回答】**

定期的な検査につきましては、国や県が実施する施策の動向を注視し、必要に応じて連携を図ってまいります。

(3) 無症状者に焦点をあてた大規模な PCR 検査を行ってください。

**【回答】**

大規模な PCR 検査につきましては、国や県と連携し対応してまいります。

(4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

**【回答】**

比企医師会をはじめとする関係機関と協議を行い、接種体制を構築してまいります。

## 2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

アンケート結果によれば 2021 年度の介護保険料の改定で、据え置きが 12 自治体、引き上げは 44 自治体(平均年額 5,255 円増)がありましたが、7 市町村では平均年額 1823 円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

**【回答】**

介護保険料は、計画期間 3 年間の介護保険事業費と第 1 号被保険者数等の推計値を基に算定するものです。

2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した 2020 年度の介護保険料減免の実施状況を教えてください。2021 年度も実施してください。

**【回答】**

2020 年度は、新型コロナウイルス感染症が重症化した方や、新型コロナウイルス感染症により生計中心者の収入が前年と比べて、3 割以上減少が見込まれる方を対象に、対象者 7 7 人、約 5 百万円の介護保険料減免を実施しました。

2021 年度も引き続き減免を実施します。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

**【回答】**

独自の保険料軽減措置を講ずることは考えていません。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

- (1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

市独自の利用料負担軽減策として、住民税非課税世帯を対象に高額介護サービス費の限度額を引き下げ、これを超える部分を高額介護費補助金として給付する制度を継続実施しています。

- (2) 2割、3割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

利用者へは介護サービスの必要性について理解いただけるよう、様々な機会を通じて周知を図ってまいります。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】

独自の食費や居住費の負担軽減などの措置を講ずることは考えていません。

6. 新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

- (1) 自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

独自の財政支援措置を講ずることは考えていません。

- (2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

国から使い捨てマスク、使い捨て手袋、県から使い捨てマスク、消毒液が市に届き、事業所へ配布しています。

令和2年度に介護サービス事業所における感染症対策の強化推進と事業継続のための負担軽減を図るため通所・入所系事業所に事業所あたり20万円、訪問系事業所に事業所あたり10万円の支援金を交付しました。令和3年度も引き続き、それぞれ10万円、5万円の支援金を交付予定です。

- (3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

**【回答】**

入所施設の従事者へのワクチン接種は、入所者と同時での接種を進めています。また、市ではワクチン接種を希望する方が、接種の予約ができるよう、事業所に対しコールセンターへの案内等の依頼をしています。

埼玉県では高齢者入所施設における感染拡大防止のため、施設職員及び新規入所者を対象にPCR検査を実施しています。

**7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。**

**【回答】**

特別養護老人ホーム等のサービス基盤整備については、介護保険事業計画に基づき実施しています。

**8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。**

**【回答】**

地域包括支援センターの体制の充実については、各地域包括支援センターと協議し進めてまいります。

**3. 障害者の人権とくらしを守る**

**1. 障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。**

- (1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

**【回答】**

県から使い捨てマスクや消毒液が市に届き、事業所へ配布しています。

令和2年度には、障害福祉サービス事業所に感染症対策の強化推進と事業継続の負担軽減を図るために、通所・入所系事業所、生活サポート事業所に、事業所あたり20万円、訪問系事業所に、事業所あたり10万円の支援金を交付しました。令和3年度も、引き続き、それぞれ10万円、5万円の支援金を交付予定です。

また、障害のある方へは、マスクや除菌シートが入った感染予防セットを配布いたしました。

- (2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

**【回答】**

入院先の確保については、保健所において行っております。

(3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

**【回答】**

合同就職説明会を開催し、事業者と就職希望者とのマッチングを支援しています。

また、比企地域自立支援協議会の障害福祉サービス事業所連絡会において、実態を調査してまいります。

(4) 入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

**【回答】**

ワクチンの優先接種については、国が定めた接種順位に従い進めてまいります。

ワクチン接種場所につきましては、障害福祉サービス事業所の形態に合わせ、事業所内における巡回接種や、地域の病院やクリニックで接種していただいています。

**2、 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。**

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。

**【回答】**

当市においては、面的整備型を採用し、地域の各障害福祉サービス事業所と協力して事業を進めています。

運営については、東松山市地域自立支援協議会内に地域生活支援拠点連絡会を設置し、当連絡会での協議により進めてまいります。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

**【回答】**

現在の市内の障害者支援施設は3ヶ所、定員数312人、短期入所事業所は7ヶ所、定員数20人以上であり、必要数は確保されています。独自補助の予算化は予定しておりません。

(3) 当事者の声を反映する事業としてください。

**【回答】**

東松山市地域自立支援協議会や東松山市障害者差別解消支援地域協議会、東松山市手話通訳派遣等運営協議会において、障害のある当事者や家族の方に参加していただいています。

ご意見を参考に事業を進めてまいります。

### 3、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

- (1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

#### 【回答】

本市には障害者支援施設が3ヶ所、グループホームについては37ヶ所あります。

地域の受け皿であるグループホームについては、引き続き増設を支援してまいります。

- (2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

#### 【回答】

老障介護家庭については、個別支援会議等において高齢介護福祉部門と連携を図るとともに、地域生活支援拠点事業において対応してまいります。

- (3) 障害者支援施設（入所施設）利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。

#### 【回答】

土日に帰省している方については、サービス費支払い実績報告において把握しています。

帰省先での障害福祉サービスの利用については、ご相談に応じて対応してまいります。

### 4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

#### 【回答】

所得制限及び年齢制限の撤廃の予定はありません。

一部負担金等の導入については、県の動向を注視してまいります。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

#### 【回答】

当市においては、現物給付化が適用される医療機関は比企地域の9市町村です。

現物給付の広域化については、今後、検討をすすめてまいります。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

**【回答】**

対象を拡大することは考えておりません。

- (4) 行政として、二次障害（※）について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

**【回答】**

個々の状態も異なることから、二次障害については、当事者がかかりつけ医に相談されることが望ましいと考えます。

医療、福祉の連携につきましては、東松山市地域自立支援協議会内の医療・福祉連携プロジェクトにて検討しています。

- 5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

**【回答】**

当市においては、障害者生活サポート事業を実施しております。

- (2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

**【回答】**

令和2年度の実績では、障害児（者）生活サポート事業運営費補助金の支出額21,603,950円のうち運営費補助金として、20,553,950円が市の負担額です。

障害児（者）生活サポート事業利用料補助金は当市の独自事業であることから、5,116,725円の全額を市で負担しております。

- (3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

**【回答】**

利用時間の拡大については、その必要に応じて検討してまいります。

(4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

**【回答】**

制度変更の予定はございませんが、県の動向を注視してまいります。

(5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

**【回答】**

当市では、事業者に対する運営費補助金の外に、利用料補助金を設け、利用者負担の軽減を図っております。更なる補助の増額は考えておりませんが、県の動向を注視してまいります。

**6、福祉タクシー制度などについて拡充してください。**

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

**【回答】**

当市では、独自の障害児（者）生活サポート事業利用料補助金やデマンドタクシー制度を設けていることから配布枚数の増加や100円券の導入は考えておりません。

(2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

**【回答】**

当市の福祉タクシー利用料助成金制度及び自動車燃料費購入助成制度は、3障害共通の制度です。また、所得制限や年齢制限の導入予定はありません。

(3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

**【回答】**

福祉タクシー利用料金助成制度及び自動車燃料購入費助成制度は、各市町村がそれぞれの実情に合わせて行うべきと考えます。

## 7、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザードマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

- (1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

### 【回答】

家族がいても、第三者の支援がなければ避難行動がとれない方は、要支援者として登録しています。

要支援者の個別計画を作成するにあたり、避難経路、避難場所のバリアフリーを確認します。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

### 【回答】

要支援者が必要な生活支援を受けることができ、安心して避難生活ができるように指定避難所に要配慮者スペースを確保しております。

- (3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

### 【回答】

支援が必要な方々全てに救援物資が届くように体制の確保に取り組みます。

- (4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

### 【回答】

要支援者の情報は個人情報であるため、関係法令に照らし検討します。

- (5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

### 【回答】

東松山市行政組織規則において、危機管理の総合調整に関することは、危機管理防災課の所管とされており、新たな部署の設置はございません。なお、災害が発生した際には、東松山市災害対策動員計画に基づいて対応にあたります。

保健所の機能強化については、引き続き国や県と連携を図ってまいります。

## 8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

### 【回答】

コロナによる財政支援の削減はしておりません。

令和3年度の自立支援給付費につきましては、昨年度より増額しています。

## 4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

### 【保育】

#### 1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

##### (1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

### 【回答】

令和3年4月1日時点の国の定義による待機児童数は0人です。また、入所選考の結果、どの認可保育施設にも入所することができなかった児童数については、同日時点で81人です。

- ② 既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

### 【回答】

令和3年4月1日時点における、定員の弾力化を行った上での年齢別受入児童数は、0歳児が86人、1歳児が253人、2歳児が291人、3歳児が311人、4歳児が294人、5歳児が304人で、合計1,539人です。

##### (2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

### 【回答】

待機児童解消に向けて、民間事業者による認可保育所等の整備に対する支援を実施してまいりました。また、既存の公立保育所については、適切に運営を維持してまいります。

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

**【回答】**

現在、各保育施設の定員において、育成支援児童の受入れ枠の設定はなく、児童一人ひとりの状況をきめ細やかに見極め、各保育施設と調整の上、受入れています。補助金については、埼玉県の「安心・元気！保育サービス支援事業費補助金」を活用した障害児保育に対する補助金のほか、市単独でも補助金を交付しています。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

**【回答】**

認可外保育施設が認可施設に移行するために必要な施設整備費に対しては、国の補助要綱に基づき、市より必要な補助金を交付することで支援いたします。また、当該国の補助要綱改正により、補助額は毎年増額しています。

なお、現在市内に存在する認可外保育施設に対しては、各事業者からの意向を確認し、協議の上、認可施設への移行の必要性を判断してまいります。

**2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。**

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

**【回答】**

保育施設においては、手指消毒や検温の徹底など、感染対策をしたうえで保育を行っています。

また、少人数保育を市独自に実現することは、人材や施設整備に伴う予算確保の面から極めて困難であると考えます。

**3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。**

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

**【回答】**

民間保育所等の職員に要する経費に対し、市単独の補助金を交付することで、保育士の処遇改善や質の向上を図っています。

処遇改善費 1人20,000円/年、人件費（運営費補助の一部）1人17,000円/月

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材費（副食費）が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

**【回答】**

0～2歳児については、市独自の事業により、世帯の年間所得に関係なく、第3子以降の保育料を無償としています。

また、3歳児以降の副食費については、無償化前の保育料より高額になることのないよう、各保育施設と調整の上、負担増とならない料金設定となっています。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

**【回答】**

子ども・子育て支援法や児童福祉法等各種法令の規定に基づき、引き続き各認可保育施設や認可外保育施設に対し、定期的な指導監査や立入検査を実施してまいります。

また、埼玉県や当市が開催する各種研修について、各保育施設に周知し、積極的な参加を促すことにより、保育の質の向上を図ります。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

**【回答】**

現時点で保育所等の統廃合の予定はありません。また、育児休業取得による上の子の保育については、原則として下の子が1歳になる日の属する年度末の翌々月末まで継続して入所できるようにすることで、子どもにとって適切な保育を提供しています。

**【学童】**

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

**【回答】**

公立の学童保育施設については、令和元年度までに必要な増築を実施しましたが、今後も利用者のニーズを見極め、適正規模の保育を実施してまいります。

民間の学童保育施設については、適正規模とするために必要な整備や措置について、事業者と協議の上施設規模の適正化を図り、その後の運営に必要な費用について予算化します。

**7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。**

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で41市町(63市町村中65.1%)、「キャリアアップ事業」で32市町(同50.8%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

**【回答】**

「放課後児童支援員等処遇改善等事業」については、平成29年度からこの制度を活用した市の補助制度を設けています。また、「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」については、制度の内容を精査し、各施設及び放課後児童支援員に対する効果について、引き続き研究してまいります。

**8. 県単独事業について**

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」)立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

**【回答】**

県単独の施策・事業の対象拡充については、対象範囲を確認の上、適宜県へ働きかけてまいります。なお、現在、当市における学童保育施設は、公立も含め全て民営となっており、市内全ての施設が加算対象となっています。

**【子ども医療費助成】**

**9. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。**

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

- (1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引きつづき継続してください。

**【回答】**

令和元年8月診療分から、「18歳年度末」まで拡充しており、今後も継続いたします。

(2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

**【回答】**

毎年、埼玉県乳幼児医療費支給制度の助成対象年齢拡大について要望しております。今後も継続して要望いたします。

## 5. 住民の最低生活を保障するために

### 1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで2020年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

**【回答】**

ホームページについては、分かりやすい内容となるよう見直します。また、「保護のしおり」は分かりやすい記載を心がけて平成30年度に全面改訂いたしました。

### 2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。

コロナ禍にあって、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の一つには、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請者が望まない扶養照会は行わないよう改善してください。

**【回答】**

扶養義務者への調査については、令和3年2月26日に厚生労働省の関係通知が改正され、「扶養義務履行が期待できない者」への該当に係る判断基準が明確化されました。また同日付で当該判断基準の留意点等についての通知が発出され、要保護者等からの聞取り等により扶養可能性調査を行い、生活歴等から特別な事情があり著しい関係不良であると認められる場合には扶養照会を行わないこととして差し支えないものとされています。

今般の改正は、扶養調査について今の時代や実態に沿った形で運用できるように見直したものであるとされているため、本市における扶養調査についてもその趣旨にのっとり適切に行ってまいります。

### 3. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわかる内訳欄のある書式にしてください。

**【回答】**

分かりやすい内容となるように書式の見直しに取り組みます。

4. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。

生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。

また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

**【回答】**

当市の生活保護にかかる被保護者世帯数の増加に伴い、ケースワーカーの充実が保護の適正実施のため不可欠であることから、職員採用や人事異動を通じ、社会福祉主事任用資格を有する人員の確保を図っております。また、国や県が開催する研修に積極的に参加し、ケースワーカーのスキルの向上に取り組んでおります。

5. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

コロナ禍にあつて、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあっせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

**【回答】**

生活保護は、居所がないことのみをもって保護の要件に欠けるということではなく、これを理由に保護申請を受理しないということとはできないこととされています。住居を失った要保護者の支援にあたっては、本人の希望を踏まえ、自己の能力や利用しうる社会資源の活用等による居宅生活の可能性を十分に検討し適切に対応してまいります。

6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

**【回答】**

生活困窮者の抱えている問題を把握し、各関係部署と連携をとりながら、適切な支援へと繋げています。生活保護へと繋げることが必要と思われる方に対しては、生活保護申請を促しています。

以上